

10月1日より、消費税率の8%から10%への引上げと軽減税率制度がスタートしました。 そこで、今回は、全ての事業者が対応しなければならない「区分経理」による記帳の 方法や「区分記載請求書等」の具体的な記載内容についてご紹介いたします。

帳簿の区分経理・記載事項について

令和元年10月からは、現行の記載事項に加え、毎日の売上げ・仕入れ(経費)を税率ごとに区分して帳簿に記載しなければなりません。

【請求書等保存方式】 【区分記載請求書等保存方式】 (現行制度) (令和元年10月~)

帳簿の 記載事項

- 1 課税仕入れの相手方の氏名又は名称
- ② 取引年月日
- 3 取引の内容
- 4 取引の対価の額

左記1~4の記載事項に加え ・軽減税率の対象品目である旨

【記載に関する留意点】

- ①「軽減税率の対象品目である旨」の記載は、軽減税率の対象となる取引であることが客観的に明らかであるといえる程度のものとする必要があります。
- ② 一定期間分の取引をまとめて記載した請求書等が交付された場合は、その期間分の取引をまとめて帳簿に記載することとしても構いません。

記載例

総勘定元帳 【仕入勘定】					(₹	兇込経理)
XX年		摘要		借方(単位:円)		
月	В	阿安		1877 (羊位・1 1)		
11	30	㈱○○物産	雑貨(11月分)		88,000	
11	30	㈱○○物産	※食料品(11月分)	A	43,200	
:	÷	:			:	<u> </u>
					(※:軽減税率対象	(目品類

- ❷ 軽減税率の対象には「※」などの記号を記載します。
- ③「※」などの記号が軽減税率の対象であることを示すことを記載します。

請求書等の記載事項について

令和元年10月からは、現行の請求書の記載事項に税率ごとの区分を追加した請求書等(区分記載請求書等)を売上先に交付していただくこととなります。課税事業者の方が仕入税額控除の適用を受けるためには、区分経理に対応した帳簿及び区分記載請求書等の保存が必要となります(区分記載請求書等保存方式)。

また、免税事業者の方は、課税事業者と取引を行う場合、区分記載請求書等の交付を求められる場合があります。

軽減税率制度に対応した区分記載請求書等の記載例

請求書において、軽減税率の対象となる商品に「※」といった記号等を表示し、かつ、「※は軽減税率対象」などの表示をする場合

請求書 ㈱○○御中 XX年11月30日 日付 品名 余額 * 11/1 米 5,400円 11/1 牛肉 ※ 10,800円 11/2 キッチンペーパー 2,200円 B 131.200円 合計 10%対象 88,000円 8 %対象 43,200円 △△商事㈱ ※軽減税率対象

同一の請求書において、軽減税率の対象となる商品と標準税率の商品とを区分し、軽減税率の対象となる商品として区分されたものについて、その全体が軽減税率の対象であることを表示する場合

請求書

㈱○○御中 XX年11月30日 軽減税率対象 A 日付 品名 金額 11/1 米 5.400円 11/1 牛肉 10,800円 (B) 8 %対象 43,200円 標準税率対象 11/2 キッチンペーパー 2.200円 10%対象 88.000円 合計 131,200円 △△商事(株)

軽減税率の対象となる商品に係る請求 書と標準税率の商品に係る請求書とを分 けて作成する場合



請求書							
	(株)○○征	I中 XX	XX年11月30日				
	日付	品名	金額				
	11/2	キッチンペーパー	2,200円				
	:	:	B :				
		合計	88,000円				
	△△商事㈱						

- ☆ 軽減税率の対象であることが明らかになるよう 「軽減税率対象」 などを記載
- ③ 税率ごとに区分して、合計した課税資産の譲渡等の対価の額(税込み)を記載

軽減税率の対象となる取引がない場合は、標準税率の対象となる取引の金額を記載していれば足り、「8%0円」といった 軽減税率の対象となる取引の金額の記載は要しません。 ⇒ 現行の請求書と変わりありません。

◆軽減税率制度実施に伴う請求書様式の変更スケジュール